

別紙（陳情第160号）

米軍基地負担に関する意見書（案）

全国に多くの米軍施設が存在し、航空機の騒音や水質汚染といった環境問題や、米軍人等による事件・事故による過大な負担を強いられて、周辺住民からは安心して暮らすことができないという声が上がっている。米軍人等による事件・事故に対する公的機関の捜査・調査権限は極めて限定的である。

ドイツや韓国では、地位協定の改定が実現しているが、日米地位協定は日米安全保障条約に基づき1960年に締結して以来、一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権はなく、航空法や環境法令などの国内法があるにもかかわらず、自由に訓練等ができる特権を与えている我が国は、他国と比べても厳しい状況にある。

こうした状況の中、全国知事会は、2018年と2020年の2度にわたって、日米地位協定を抜本的に見直すこと等を盛り込んだ「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択し、政府に対して要請を行っている。

以上のことから、本市議会も全国知事会の提言の趣旨を踏まえ、市民の安心安全を確保する見地から、国に対し、以下の事項について積極的に取り組まれることを強く要望する。

記

1 飛行訓練など基地の外における米軍の演習、訓練については、必要最小限とすること。

米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について、速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等及び重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう十分な配慮を行うこと。

また、米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し公表すること。

2 日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や、航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記すること。

3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。

また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

5 在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策については、日米両国の責任において、引き続き、徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るよう、緊密に連携して取り組むとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

北九州市議会